

EU域内の経済格差と加盟国内の動向

EU域内の地域経済格差とその是正のための政策

現在のEU域内における「経済格差」といった場合、加盟各国の国内における地域格差の問題とともに、加盟国間の格差の問題がからみあっている。

本報告ではまずGDP、所得、失業率について加盟国間格差を把握する。続いて、格差是正のための政策について、その特徴および二〇〇七年以降の予算に見られる格差

は正のための予算割当てについて説明し、最後に政策評価について紹介する。

なお、EU加盟国拡大の推移に関しては巻末の図表を参照していただきたい。

GDPの格差

EU統計局が発表する一人当たりGDP指数に基づき、加盟国間での格差に焦点を当てて(1)。図表1のとおり、二〇〇五年でみると、ルクセンブルグの二五・一からラトビアの四八、ポーランドの五〇まで格差が見られる。

GDPの格差は二〇〇〇年から二〇〇二年に縮まる傾向が見られたものの、総じて広がる傾向が確認できる。ただ、ポルトガルとラトビアの格差

は縮まる傾向にある(図表2)。

所得の格差

次に年間の平均所得の比較をしたものが図表3である(2)。

二〇〇三年に関しては、二〇〇七年加盟のブルガリアを含む一六カ国のデ

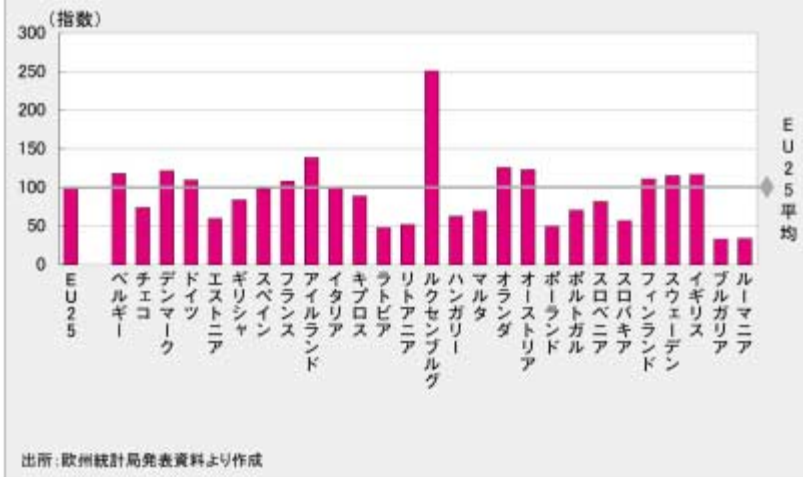
ータがある。デンマークとブルガリアでは二六倍以上もの開きがある。デンマークとスロバキア、ハンガリーでは、それぞれ、九倍と七倍以上の開きがある。ちなみに、更に古いデータではあるが、二〇〇〇年のデータにおいてEU一五カ国とEU二五カ国の比較が可能である。EU一五カ国民の平均年間所得は三万一千七六八・五ユーロであったのに対して、EU二五カ国では二万

八四三四・七ユーロであった。続いて法定最低賃金で比較したものが図表4である。EU一五カ国内ではルクセンブルグとポルトガルの格差が最も大きく二・七倍の開きがある。EU二五カ国内ではルクセンブルグとラトビアで五・九倍の開き、二〇〇七年新規加盟のルーマニアとルクセンブルグでは七・四倍の開きが見られる。

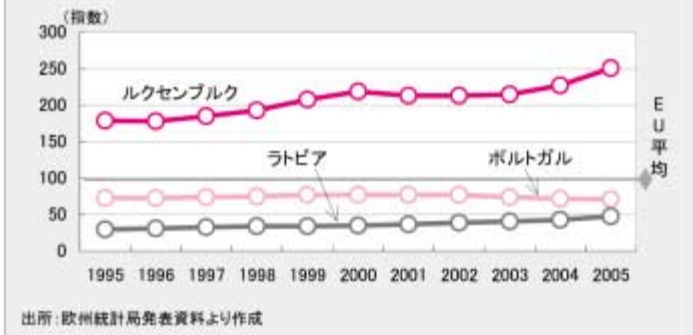
失業率の格差

『Employment in Europe 2006』に基づき加盟国の二〇〇五年の失業率を示したものが図表5である。失業問題が

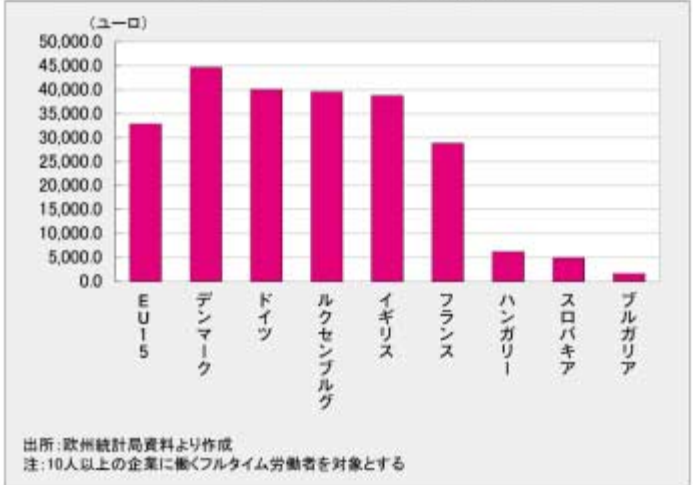
図表1 EU諸国GDP水準の比較(2005年)



図表2 GDP水準の最も格差のある国の比較



図表3 平均年間所得の比較(2003年)



図表4 法定最低賃金水準比較 (2006年1月現在)

	ユーロ	PPS
ルクセンブルグ	1503	1417
アイルランド	1293	1050
ベルギー	1234	1184
オランダ	1273	1210
イギリス	1269	1202
フランス	1218	1128
ギリシャ	668	785
スペイン	631	722
マルタ	580	778
スロベニア	512	676
ポルトガル	437	510
チェコ	261	431
ハンガリー	247	401
ポーランド	234	379
エストニア	192	305
スロバキア	183	314
リトアニア	159	292
ラトビア	129	240
ブルガリア	82	191
ルーマニア	90	189

※欧州統計局のホームページより作成
※PPS購買力平価(The Purchasing Power Standard)で換算

図表5 EU27カ国失業率比較(2005年)

EU15	7.9	EU25	8.7
女性	8.9	女性	9.8
若年者	16.7	若年者	18.5
EU15カ国		2004年5月加盟10カ国	
ベルギー	8.4	チェコ	7.9
デンマーク	4.8	エストニア	7.9
ドイツ	9.5	キプロス	5.3
スペイン	9.2	ラトビア	8.9
フランス	9.5	リトアニア	8.3
アイルランド	4.3	ハンガリー	7.2
イタリア	7.7	マルタ	7.3
ルクセンブルグ	4.5	ポーランド	17.7
オランダ	4.7	スロベニア	6.5
オーストリア	5.2	スロバキア	16.3
ポルトガル	7.6	2007年1月加盟国※	
フィンランド	8.4	ブルガリア	10.1
スウェーデン	7.8	ルーマニア	7.7
イギリス	4.7		
ギリシャ	9.8		

出所: "Employment in Europe 2006" より作成
注: ※印は参考数値。上段のEU15、EU25の統計には含まれていない

深刻な女性、若年者の失業率についても併記した。また、各国の中でも特徴的な動きを示している国を抽出し一九九四年以降の推移をグラフ化したものが図表6である。

アイルランドは一九九四年には一四・三%という水準であったが二〇〇五年には四・三%という良好な水準となっている。スペインは一九九四年に一九・五%という高い水準であったが、二〇〇

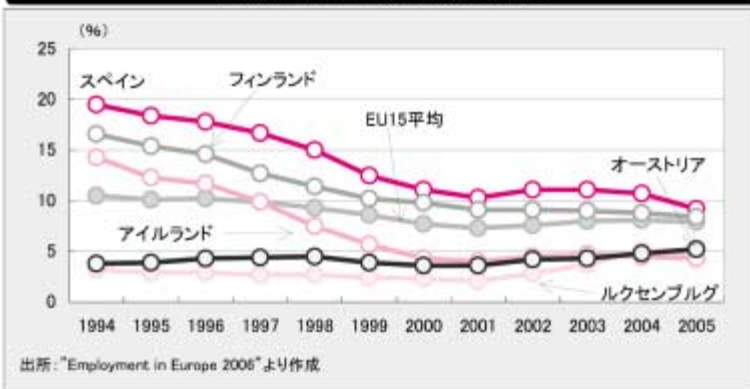
五年には九・二%にまで改善している。ルクセンブルグは概ね二%台という水準を示しているが近年四%から五%台になっている。格差という視点で見れば、一九九四年にはスペインとルクセンブルグは、一九・五%と三・二%という格差があったものが、九・二%と四・五%に縮まっている。

次に示したのが二〇〇四年五月加盟までのEU二五カ国の失業率の推移である(図表7)。失業率水準の格差は、二〇〇〇年から二〇〇五年で縮小しているとは言いがたい。スロバキアが一六%台から一九%台という高い水準を示しており、大きな改善の傾向が見られないからである。

東方拡大とその影響

上記で示したようにEU域内のGDP、平均所得、失業率に見られる経済格差は、二〇〇四年五月の第五次拡大の結果、更に広がることとなり、格差是正のための政策は重要性を増してきている。EU一五カ国と二〇〇七年一月に加盟したルーマニア、ブルガリアとの間には第五次加盟国以上の開きがある。また、加盟申請中のクロアチアやマケドニア、トルコも視野に入れて格差問題を考えるならば、今後、EUの加盟国拡大は経済格差の拡大と是正を繰り返しながら展開していかざるを得

図表6 EU15カ国(抜粋)失業率推移

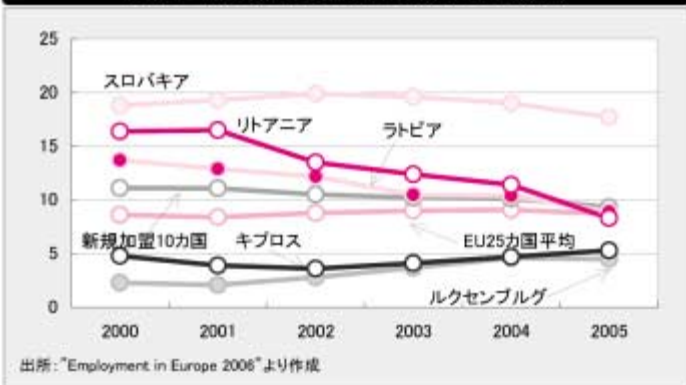


出所: "Employment in Europe 2006" より作成

ない。

今後の加盟国の拡大を格差拡大との関係ではどのように評価できるのだろうか。二〇〇七年のブルガリア、ルーマニアの加盟について、欧州労連(ETUC)と欧州産業界経営者連盟(UNICE)はともに歓迎の意を示している。ただ、ETUCは域内における賃金水準と労働条件が公正なものとなるように徹底することを求め、特に、ブルガリアにおける労使の対話が十分になされていない現状を指摘する。一方、UNICEは人、モノ、資本、サービスの域内移動の自由が十分に確保されていないことに関しては苦言を呈している。

図表7 EU25カ国間の失業率の推移比較(抜粋)



出所: "Employment in Europe 2006" より作成

格差とEUの基本原則のあり方

労使関係という観点での地域格差は、上記のブルガリアの事例以外にも指摘することができる。例えば、団体交渉の結果、合意された内容が労働者全体の何割の労働条件に影響力があるのかという労働協約適用率について比較することができると。旧加盟国はベルギーの一〇〇%、オーストリアの九八%ほどではないにしても、ほぼ六〇%以上はカバーされている。それに対して、新規加盟国は、五〇%を下回っており、リトアニアに至っては一〇%から一五%となっている³⁾。

経済格差は、EUの共同体としての基本原則(域内の人、モノ、資本、サ



経済格差の是正のための政策

1ビスの移動の自由の保証)の達成も困難なものとしている。二〇〇四年の第五次拡大では人の移動に関して一定の制約を設ける国が多数を占め、その時は人の移動に制限を設けなかったイギリスも二〇〇七年の拡大においては一定の制限を設けるとしている。域内格差は、経済面での障壁を残してしまっただけではなく、行政運営上の障壁、法制度面や、文化的社会的な面での障壁除去を困難なものとしている。二〇〇七年の拡大によって公用語が二三カ国になってしまっことも域内を均衡させることを困難にしている要素である。拡大を受け入れる側の国民にも影響が現れている。世論調査の結果、ドイツ国民の六四%、フランスの国民の五八%が、これ以上の拡大は好ましくないと回答しているからだ¹⁾。

EUの政策には農業政策、競争政策、地域政策、通貨統合政策、環境政策などがある。域内地域格差を是正するための取り組みとしては、地域政策(構造政策という名称)がとられている。域内の競争力を促進させることによって、域内市場が統合され、その結果、直接投資(生産拠点の最適化など)によって地域格差が是正されていく機能もあると経済理論上は期待されている。だが、実際には十分な地域間格差の是正にはつなげていない。欧州統計局のデータによると、EUの市場統合によって経済指標が改善する傾向が見られる国もあるが、加盟国全体で明らか改善傾向が見られるわけではない。そのため域内の競争力を促進させる政策とともに、競争政策の結果やEU拡大に伴って生じる社会的・経済的格差を是正するための地域政策が取られている。地域政策は農業政策に次ぐ予算規模を占める重要な政策である。

地域政策の特徴

近年、地域政策(構造政策)の予算はEUの予算総額の約三分の一を占める規模である。地域政策の財政は、①欧州地域開発基金、②欧州社会基金、

図表8 構造基金の優先順位と目的

内 容	
目的1	最も優先順位の高いものであり、後進地域の開発を促進するために活用される。その対象地域として認定される基準は、GDP地域別水準がEU平均の75%以下である。
目的2	構造的困難に直面する地域に対する経済的・社会的に転換することを支援するために活用される。
目的3	教育、訓練及び雇用の改善や近代化を支援するために活用される。

図表9 地域格差是正策予算の割当(2007—2013年)

	予算額(*)	(%)	人口規模(**)	(%)
ベルギー	2,258	0.65	10,477	2.17
チェコ	26,692	7.71	10,229	2.12
デンマーク	613	0.18	5,396	1.12
ドイツ	26,340	7.61	81,529	16.87
エストニア	3,456	1.00	1,343	0.28
ギリシャ	20,420	5.90	10,657	2.21
スペイン	35,217	10.18	43,141	8.93
フランス	14,319	4.14	59,224	12.26
アイルランド	901	0.26	4,149	0.86
イタリア	28,812	8.32	58,077	12.02
キプロス	640	0.18	727	0.15
ラトビア	4,620	1.34	2,305	0.48
リトアニア	6,885	1.99	3,424	0.71
ルクセンブルグ	65	0.02	450	0.09
ハンガリー	25,307	7.31	9,932	2.06
マルタ	855	0.25	402	0.08
オランダ	1,907	0.55	16,107	3.33
オーストリア	1,461	0.42	8,109	1.68
ポーランド	67,284	19.44	37,527	7.77
ポルトガル	21,511	6.22	10,563	2.19
スロベニア	4,205	1.22	1,999	0.41
スロバキア	11,588	3.35	5,379	1.11
フィンランド	1,716	0.50	5,225	1.08
スウェーデン	1,891	0.55	9,039	1.87
イギリス	10,613	3.07	58,421	12.09
ブルガリア	6,853	1.98	7,747	1.60
ルーマニア	19,668	5.68	21,609	4.47

*予算額の単位は100万ユーロ
 **人口規模の単位は100万人(2005年)
 出所: 欧州委員会ホームページ及び「Employment in Europe 2006」

③欧州農業指導保証基金、④漁業指導基金、四つの「構造基金」の他、結束基金や欧州投資銀行による融資がある。構造政策は、加盟国主導で目的分野別に優先順位を格付けして実施されるもの、欧州全域を対象として欧州主導で行われるものなどに分けられる。二〇〇〇年から二〇〇六年予算において、目的別のプログラムは「目的1」から「目的3」まで分類されている。この中で「目的1」は、最も優先順位の高いものであり、後進地域の開発を促進するために活用される。その対象地域として認定される基準は、GDP地域別水準がEU平均の七五%以下である(目的2及び3の内容については図表8を参照)。

構造政策の中でも結束基金に関しては、一人あたりGDPの水準がEU平均の九〇%に満たない国を対象としており、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペイン、四カ国を支援する目的で設立された基金である。二〇〇七年から二〇一三年予算での構造政策に関して、国別割当の内訳を示したものが図表9である。予算割当とともに人口規模を併記した。ここで着目したいのは受給額と人口規模の関係である。ポーランドは人口規模において七・七%を占めるに過ぎないがEUから地域格差是正のために一九・四%の補助金を受け取る。同じく、人口規模では八・九%のスペインは一〇・一八%を受け取ることになる。一方で、人口割合で一六・八七%を占めるドイツは七・六一%を受け取る。フランスも人口規模で一・二二%を占めるが、四・四一%を受け取るに過ぎない。

地域政策の評価

EUという共同体においてドイツと

図表10 EU加盟国拡大の推移

1957年	1973年	1981年	1986年	1995年	2004年	2007年
ベルギー	デンマーク	ギリシャ	ポルトガル	オーストリア	チェコ	ブルガリア
ドイツ	アイルランド		スペイン	フィンランド	エストニア	ルーマニア
フランス	イギリス			スウェーデン	キプロス	
イタリア					ラトビア	
ルクセンブルグ					リトアニア	
オランダ					ハンガリー	
					マルタ	
					ポーランド	
					スロベニア	
					スロバキア	

↑ 2007年1月加盟

EU15カ国 (1957-1995年)

EU25カ国 (2004-2007年)

フランスを中心とする拠出国が他の受給国を支援している。地域格差是正政策そのものに対する疑義はなく、実施効果も概ね前向きに評価されている。受給国からは総じて満足との評価が出ている。地域政策に関するレポート⑤が特に強調するのがアイルランドのGDP水準（指数）の上昇である。一九九八年の六四から二〇〇〇年には一九八へと上昇した。その後の発表によれば、二〇〇五年までに一三九へと上昇

している。また、失業率についても一九九四年の一四・三％から二〇〇五年の四・三％へと大幅に改善されている。地域政策の実施によって雇用問題が解決されていった一例と言える。旧加盟国中で、スペイン、ギリシャ、ポルトガルの一人当たり国民総生産についても、一〇年間でEU平均の六八％から七九％へと上昇してきていると評価する。

ただ、二〇〇七年の第六次拡大以降、受給国と拠出国の立場の違いが顕在化してきている。構造政策のあり方に関する議論が今後も続けられていくことになる。また、受給国、拠出国を

イリス 雇用政策と地域の再生

本稿では、サッチャー政権以降におけるイギリス国内の雇用・失業をめぐる地域間格差について、失業者対策をX軸、地域雇用政策をY軸に定め、概観する。

失業者対策の推移①

戦後イギリスの失業率は年一〜三％の完全雇用状態が続いていたが、一九七三年のオイルショック以降失業情勢が悪化、八二年には失業率が一〇％を突破するに至った。こうした中でスタートしたサッチャー政権は従来の労働市場政策を大きく転換、失業給付の引き締めと求職活動支援による、積極的な失業削減政策を開始した。この結果、失業給付受給者の削減にはある程度成功を収めたものの、若年者や長期失

問わず基金の手続きや運用面での制約が多く、地域のニーズに柔軟に対応できないという課題が指摘されている。

【注】

1. ここでのGDP水準とはEUの平均値を一〇〇として指数で示したものであり、購買力平価で換算したものである。
2. この数値は従業員一〇人以上の企業のフルタイム労働者を対象にした水準である。
3. 旧加盟国の中でもイギリスは低く三六％、一方、新規加盟国の中でもスロベニアのようは一〇〇％を達成している国もある。
4. 読売新聞、二〇〇七年一月三日付、三면
5. "First Progress Report on Economic and Social Cohesion"

【参考文献】

堀林巧（二〇〇五）「欧州経済格差の歴

史と現状いくつかの所説紹介を中心に」『金沢大学経済学部論集』金沢大学経済学部、二五巻（二〇〇五）、一六一〜一九〇ページ

奥田仁（一九九九）「EUの地域政策」『北海道大学経済学論集』第四六巻四号、一一七〜一三八ページ

久門宏子（二〇〇四）「地域政策」、辰巳

浅編編「EU—欧州統合の現在」創元社、第一

五章

EU Commission, "Report on Economic and

Social Cohesion" Jan. 2001, Jan. 2002, May

2005

欧州労使関係観測所（EIRO）ホームペ

ージ

（国際研究部 北澤謙）

と厳しい評価を下すなど、その評価は

未だ限定的である。

地域別に見た雇用・失業情勢

一方、地域における雇用・失業状況

に目を向けると、七〇年代以降後徐々

にリバプールやマンチェスターといっ

たイングリッド北部都市の高失業率地

域とロンドンをはじめとする南部都市の安定した失業率地域との格差が拡大した。サッチャー政権は、都市整備事業の実施機関として新たに都市開発公社（UDC=Urban Development Corporation）を設立、「エンタープライズ・ゾーン」④などの地域復興施策を取ったが八九年のイングリッド北部地域の失業率が南部地域の二倍以上に達する（図表1）など地域間の経済格



差はさらに拡大した。その後九〇年代に入ると景気後退の影響から南部地域でも失業情勢が悪化し、イギリス全体が高失業となったため、サッチャー政権における市場原理を重視した大規模な都市開発の手法では限界があるとの理由から新たな地域政策を求めての議論が再燃した。

九〇年に発足したメージャー政権は、地域政策の目標を格差そのもの、是正ではなく全地域における経済再生に置き、「シティー・チャレンジ補助金」⑤や「単一振興予算」⑥といった地域分権型手法に基づく施策を次々と打ち出した。

ブレア政権はメージャー政権での地域政策の方向性を基本的に踏襲しながらも、中央政府と地方政府とをつなぐ中間支援機関「パートナーシップ」⑦

の手法を導入するなど、地域を主体とした自律的な地域再生策を進展させている。九九年の地域開発庁の設立⑧はその集大成といわれ、同庁の設立により省庁ごとに分かれていた地域開発に関する予算やプロジェクトが統合された。効率的な地域再生策の実施が可能になった。現在、地域別失業率はすべての地域で低下している(図表2)。

地域雇用対策

最近では失業率を下げただけでなく、むしろ積極的に競争力のある産業を育成するという観点に立つての地域雇用対策が進められている。

イングランド南東部に位置するサザンプトン市は大規模製造業から第三次産業やエレクトロニクスなど高度な技術を必要とする産業への移行が進んだことに伴い、労働者に必要とされる技能の変化が生じたが、新たに必要となった技能についての情報不足が指摘されていた。この問題解決のために、教育訓練機関、ジョブセンタープラス、経営者団体、大学機関などが協同し「サザンプトン総合雇用戦略」を立ち上げ、地域の労働市場に関する包括的な情報データベースを構築、女性と若年者を対象に新しい産業への移行を支援する取り組みが行なわれている⑨。

地域失業に焦点をあてた対策として知られるのが「エンプロイメント・ゾーン」や「コミュニティ・ニューディール」といった特定地域対象の雇用対策だ。

「エンプロイメント・ゾーン」は雇用状況が特に悪化している地域を選定し⑩、長期失業者向けに教育訓練や職業紹介関連の援助等の様々な便益を提供するプログラムである。二〇〇〇年の開始以降、〇五年五月までに一三万人以上が参加し、約五万人が就職した。一方「コミュニティ・ニューディール」は、荒廃地域における住宅、健康、失業などの地域間格差を資金投資によって解消しようとするプログラムである。一九九八年に第一ラウンド(一七地域)、一九九九年には第二ラウンド(二二地域)が認定され、現在三九地

域で再生プログラムが実施されている。両プログラムの特徴は、実施主体が政府ではなく競争入札によって決定された民間企業や市民団体であることだ。実施主体には予算の使途を含め大幅な裁量が認められており、効率的な運営が行なわれている。

【注】

1. イギリスにおける失業対策の詳細については、勇上和史「イギリスの雇用政策―失業者対策を中心に」ビジネススレーパートレンド二〇〇四年五月号(JILPP)を参照されたい。
2. 現労働党政権による「福祉から就労へ(Wellfare to Work)」施策の柱であり、職業訓練

図表1 地域別失業率の推移(1989~93年)

地域 (カッコ内は主要都市)		1989	1990	1991	1992	1993	
イングランド	北部	北東イングランド (ニューカッスル)	9.9	8.7	10.2	11.1	11.9
		北西イングランド (マンチェスター、リバプール)	8.5	7.6	9.3	10.6	10.7
		ヨークシャー・ハンバーサイド (ヨーク、リーズ、シェフィールド)	7.4	6.7	8.7	9.9	10.3
		イングランド中部 (ノッティンガム)	5.4	5.1	7.2	9.0	9.5
	中部	イングランド中部 (バーミンガム)	6.6	5.7	8.4	10.3	10.9
		東イングランド (ケンブリッジ、イプスウィッチ)	3.6	3.7	5.8	7.6	8.1
	東部	南東イングランド (ロンドン)	3.9	3.9	6.9	9.2	10.2
		南西イングランド (プリマス、プリストル)	4.5	4.3	6.9	9.2	10.2
	ウェールズ(カーディフ)		7.3	6.7	9.0	9.9	10.3
	スコットランド(エジンバラ)		9.3	8.2	8.8	9.5	9.7
北アイルランド(ベルファスト)		14.6	13.0	13.2	13.9	13.9	

出所:1994年海外労働情勢を基に作成

図表2 地域別雇用・失業状況(2006年8~10月期)

地域 (カッコ内は主要都市)		雇用率 (%)	失業率 (%)	
イングランド	北部	北東イングランド (ニューカッスル)	70.9	6.6
		北西イングランド (マンチェスター、リバプール)	73.2	5.6
		ヨークシャー・ハンバーサイド (ヨーク、リーズ、シェフィールド)	73.7	6.0
		イングランド中部 (ノッティンガム)	77.3	5.4
	中部	イングランド中部 (バーミンガム)	73.9	6.1
		東イングランド (ケンブリッジ、イプスウィッチ)	76.9	4.9
	東部	ロンドン	70.0	7.6
		南東イングランド (除くロンドン)	78.7	4.4
	南部	南西イングランド (プリマス、プリストル)	78.1	4.0
		ウェールズ(カーディフ)	71.7	5.3
スコットランド(エジンバラ)		75.2	5.2	
北アイルランド(ベルファスト)		68.9	4.6	

出所:英国国家統計局(ONS)

ドイツ 東部ドイツの再建と地域経済振興策

- 及び就職促進を目的とする一連の雇用対策である。一部の先行地域における導入期間を経て一九九八年四月から全国的に実施されている。若年失業者や長期失業者への対策を中心に開始され、その後、対象を障害者、一人親、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大して実施されている。
- 以前の失業給付は、求職者給付(Top Seeker's Allowance)に改変された(一九九六年)。
- 特定の都市内の地区をエンタープライズ・ゾーン(事業地区)に指定し、規制緩和、
- 税免除などの優遇措置によって、民間の活力を導入しようとする政策(一九八〇年開始)
- 衰退した都市を復活させるためのアイデアを地方自治体から環境省に提出させ、優れた案を提出した地方自治体に補助金を交付するという制度(九一年開始)
- 従来五省庁(環境省、内務省、教育省、貿易・産業省、産業雇用省)が管轄していた複数の補助金を一つに再編・統合した予算(九四年開始)
- 一般的には「共通の目的を達成するため

- に協働するパートナー間の合意」を意味する。イギリスの地域再生政策において、政府、地方自治体等の公的機関、住民協議会、ボランティア団体、民間企業などが平等な立場で地域再生事業を推進する運営手法を指す(出所：財自治体国際化協会「イギリスにおける地域再生政策の現状」)。
- Regional Development Agency(RDA)のこと。地域の経済発展と再開発、雇用促進等を目的とする中央政府から独立した機関。
- JILPT労働政策研究報告書No.六五「地域雇用創出の現状に関する研究」(二〇〇六)

10 現在グラスゴー、ノッティンガム、バーミンガム、プリマス等二三地域が対象地域となっている。

【参考文献】
辻 悟一、『イギリスの地域政策』、世界思想社(二〇〇二)
(国際研究部 淀川京子)

ドイツでは、一九九〇年一〇月の東西ドイツ統一以降、旧西独地域(西部ドイツ)と旧東独地域(東部ドイツ)の東西格差が深刻な問題となり、東部ドイツに対する格差解消のための様々な地域経済振興策が実施されてきた。

ドイツ政府および州政府の拠出によりドイツ統一基金が創設され、九〇年から九四年の間に、西部から東部に対し八二億ユーロの交付金が支給された。そのうちの四〇％は地方自治体の財政支援に割り当てられた。

〇一年六月に合意された連帯協定IIは、東部ドイツの経済開発には安定した長期の戦略が必要であるというドイツ政府および各諸州政府の共通認識を反映している。〇五年から一九九年を対象期間とする連帯協定IIは、二つのバスケット(基金)で構成される。バスケットIは、東部ドイツに対し、〇五年から一九九年の一五年間で合計一〇五〇億ユーロの追加資金を提供するものである。資金は、東部と西部のインフラの格差を是正し、東部自治体の脆弱な財政基盤を改善することを目的としている。ドイツ政府はまた、〇五年から一九九年の間に、さらに五一〇億ユーロの資金をバスケットIIに割り当てる計画である。この資金は、東部ドイツの成長と雇用を促進し、巨額の財政赤字の減少に役立ついかなる手段に対しても活用できる。

しかし、二〇〇五年の東部ドイツの失業率は一八・八％と、西部ドイツ(九・九％)の二倍に達しており、統一後一六年が経過した今日でも依然として大きな東西格差が存在する。ドイツ政府は、東部ドイツの経済開発を推進するための投資促進や経済構造改善プログラムの実施に積極的に取り組んでいる。

九三年の連邦統合プログラムの実施に関する法律は、東部ドイツの自治体に対し、インフラの格差を是正し、生活水準を西部ドイツの水準に近づけるための財政基盤を与えた。九五年以来、歳入割当制度によって、西部ドイツのより豊かな州が拠出した資金から、ベルリンを含む東部ドイツの諸州に対し、連邦平均の少なくとも九五％の水準の予算を確保するための資金が提供された。〇四年の歳入割当制度の総額は、およそ六八億ユーロにのぼった。また、再統一による追加的財政負担を支援するため、東部ドイツの諸州は連帯協定(Solidarity Pact)に基づき、連邦資金の提供を受けてきた(〇二年～〇五年は年間平均約一〇五億ユーロ)。

再統一以降の地域振興政策により、東部ドイツのインフラ整備が進み、東西格差も徐々に縮小してきている。しかし、失業率については、依然として東部ドイツと西部ドイツの間に二倍近い格差が存在する。〇六年一月月の失業率は、西部ドイツの八・〇％に対して東部ドイツは一五・五％であった。〇〇人のうち、失業給付I(失業保険

東部ドイツ再建のための財政支援

ドイツは、九〇年一〇月に旧東ドイツ(注)を吸収する形で再統一した。再統一時の東部ドイツの経済は、工業設備が時代遅れで疲弊しており、これを再建するためには長期に渡る途方もない努力が必要とされた。このため、

再統一による追加的財政負担を支援するため、東部ドイツの諸州は連帯協定(Solidarity Pact)に基づき、連邦資金の提供を受けてきた(〇二年～〇五年は年間平均約一〇五億ユーロ)。

再統一以降の地域振興政策により、東部ドイツのインフラ整備が進み、東西格差も徐々に縮小してきている。しかし、失業率については、依然として東部ドイツと西部ドイツの間に二倍近い格差が存在する。〇六年一月月の失業率は、西部ドイツの八・〇％に対して東部ドイツは一五・五％であった。〇〇人のうち、失業給付I(失業保険

再統一以降の地域振興政策により、東部ドイツのインフラ整備が進み、東西格差も徐々に縮小してきている。しかし、失業率については、依然として東部ドイツと西部ドイツの間に二倍近い格差が存在する。〇六年一月月の失業率は、西部ドイツの八・〇％に対して東部ドイツは一五・五％であった。〇〇人のうち、失業給付I(失業保険



表1 各州の人口、失業者数、失業率、失業給付受給者数(2006年11月、人口は2005年12月31日現在)

連邦州	人口 (千人)	人口 (構成比)	失業者数 (人)	失業率 (%)	失業給付Ⅰ 受給者数 (人)	構成比 (%)	失業給付Ⅱ 受給者数 (人)	構成比 (%)
(旧西ドイツ地域)								
シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州	2,833	3.4	125,742	8.8	41,025	3.0	84,717	3.2
ハンブルク州	1,744	2.1	87,899	10.0	24,012	1.7	63,887	2.4
ニーダーザクセン州	7,994	9.7	375,155	9.4	126,701	9.1	248,454	9.5
ブレーメン州	663	0.8	43,539	13.5	9,131	0.7	34,408	1.3
ノルトライン・ヴェストファーレン州	18,058	21.9	917,754	10.3	284,117	20.5	633,637	24.3
ヘッセ州	6,092	7.4	253,379	8.2	89,429	6.4	163,950	6.3
ラインラント・プファルツ州	4,059	4.9	144,398	7.1	57,691	4.2	86,707	3.3
ザールラント州	1,050	1.3	44,285	8.8	14,448	1.0	29,837	1.1
バーデン・ヴュルテンベルク州	10,736	13.0	301,921	5.5	135,136	9.7	166,785	6.4
バイエルン州	12,469	15.1	378,057	5.8	186,445	13.4	191,612	7.3
旧西ドイツ地域合計	65,698	79.7	2,672,129	8.0	968,135	69.8	1,703,994	65.3
(旧東ドイツ地域)								
ベルリン州	3,395	4.1	270,543	16.1	59,217	4.3	211,326	8.1
メクレンブルク・フォアポンメルン州	1,707	2.1	151,940	17.3	50,247	3.6	101,693	3.9
ブランデンブルク州	2,559	3.1	204,343	15.3	66,007	4.8	138,336	5.3
ザクセン・アンハルト州	2,470	3.0	202,569	16.0	64,783	4.7	137,786	5.3
テューリンゲン州	2,335	2.8	163,891	13.6	63,458	4.6	100,433	3.9
ザクセン州	4,274	5.2	329,691	15.1	114,948	8.3	214,743	8.2
旧東ドイツ地域合計	16,740	20.3	1,322,977	15.5	418,660	30.2	904,317	34.7
合計	82,438	100.0	3,995,106	9.8	1,386,795	100.0	2,608,311	100.0

出所:連邦雇用エージェンシー、連邦統計局データより作成

に基づく通常の失業手当)の受給者数は約一三万九〇〇〇人であった。このうち全人口の二割を占める東部ドイツの受給者数が四一万九〇〇〇人と、全体の三割にのぼった。失業給付Ⅱ(失業給付Ⅰの受給期間が終了した就労能力のある生活困窮者に対して税財源から支給される社会給付)の一一月の受

投資と地域経済開発の促進

ドイツ政府は、企業の投資意欲と可

給数は二六
万人で、
このうちの
三五% (九
〇万人) が
東部ドイツ
の受給者で
あった。
欧州連合
は、所得が
平均可処分
所得の六〇
%未満の場
合を「貧困
の危機にあ
る」と定義
している。
ドイツでは
独身者で月
額八五六ユ
ーロ、子供
を二人持つ
家庭で一七
九八ユーロ
の所得水準
に当たる。
ドイツ連邦
統計局によ
ると、〇四
年は全人口
の約一三%
に当たる約
一〇六〇万
人が
貧困の危機
にさらされ
ていたとい
う。
貧困の危機
にある人の
割合は、東
部ドイツ
(二七%)が
、西部ドイ
ツが(一
二%)を上回
っている。
の約一三%
に当たる約
一〇六〇万
人が
貧困の危機
にさらされ
ていたとい
う。
貧困の危機
にある人の
割合は、東
部ド
イツ(二七%)
が、西部ド
イツが(一
二%)を上回
っている。
能性は、経済成長と永続的な雇用創出の礎となるものであるとして、東部ドイツに対する投資の促進に積極的に取り組んでいる。初めて東部ドイツに投資する製造業や製品関連サービス業の企業に対しては、最大二五%の税優遇措置が与えられる。チェコやポーランドとの国境に近い地域においては、その率がさらに二・五%上乘せられる。ドイツ政府はまた、構造的に弱い地域の経済開発を「地域経済構造改善のための共同プログラム」を通じて支援している。このプログラムは主に、新規雇用を創出し、現在の雇用を安定させるための商業的投資の促進を目的としている。競争的立地条件を確立し、ビジネス用立地としてのドイツの地位を強化するために、ビジネス関連インフラの拡張を支援する。共同プログラムの資金はまた、地域の潜在力を強化するためのネットワーク間の協力やクラスター(地域に集積した企業、大学、研究機関等の集合体)が、イノベーションの創出を通じて地域の競争力を高めるべく、管理プロジェクトの促進にも利用できる。共同プログラムの資金は、ドイツ政府と州政府および欧州地域開発基金(ERDF)が拠出している。資金配分の決定は、ドイツ政府と州政府が合同で組織して毎年開催される計画委員会によって決定される。支援地域の選定は、雇用を最重視しており、①特に経済的に弱い地域②地域の経済発展と雇用創出③他の制度との相乗効果——などを考慮して決定される。具体的には、約二八〇に区分された地域において、四つの指標(失業率、地域所得、インフ

表2 連帯協定ⅡにおけるバスケットⅠの予算

年	百万ユーロ	年	百万ユーロ
2005	10,533	2013	6,545
2006	10,481	2014	5,778
2007	10,379	2015	5,062
2008	10,226	2016	4,295
2009	9,510	2017	3,579
2010	8,743	2018	2,812
2011	8,027	2019	2,096
2012	7,260	合計	105,326

出所:運輸・建設・旧東独再建省

ラ整備状況、人口予測)をウエイトづけした合計値を計算し、支援を必要とする地域を決定する。東部ドイツ地域は、全体が最優先の対象地域に指定されており、産業・企業の近代化、職業再教育などの雇用対策、企業立地条件整備などが重点事業として実施されている。
(注) 旧東独地域のメクレンブルク・フォアポンメルン、ブランデンブルク、サクセン・アンハルト、ザクセン、テューリンゲンの五州は、「新連邦州」と呼ばれている。
【参考文献】
連邦運輸・建設・旧東独再建省ホームページ
連邦雇用エージェンシー・ホームページ
連邦統計局ホームページ
株式会社野村総合研究所「地域の自主性・主体性を生かした国の支援・特例のあり方に関する調査 報告書」(平成一五年三月)
財団法人自治体国際化協会「欧州地域開発基金を用いた地域振興施策」(平成一二年三月)
(国際研究部)

フランス

地域格差—暴動と郊外問題をキーワードに

フランスにおける地域格差問題を考える際に、ひとつのキーワードとなるのが「郊外問題」(1)である。これは、人種差別や失業、貧困、教育、宗教、若年者などあらゆる問題が複雑に絡み合ったものといえる。二〇〇五年秋の移民の若者を中心とした暴動の拡大はこの郊外問題が現在のフランス社会の抱える大きな課題であるという認識を国内外に示すこととなった。

フランスには現在、「問題の生じやすい都市地域」(ZUS)に指定された地区が全国に七五一箇所ある。その多くがパリやマルセイユなど大都市の郊外に集中しており、およそ四七〇万人が居住している。ZUSの失業状況は深刻で、暴動発生直前に公表されたZUSに関する報告によれば、同区域の一五歳から五九歳人口の失業率は二〇・七%に達している。これはフランス全体における平均の二倍以上の水準である。出身国別ではさらに深刻で、北アフリカなどEU(欧州連合)域外の出身移民の男性二六%、女性三八%が失業者である。

平等主義を謳うフランスでは、合法的な移民であればフランス人と全く同等な権利を有するとされる。しかし実際は、就職の際に提出する履歴書で、その名前や写真から移民と推定される場合が多く、書類選考すら通過しないことも少なくない。また、郊外の低所得者層居住地域出身というだけで就職は困難という現状もある。こうした移

民系家庭出身者に対する差別は高学歴者ですら例外ではない。

こうした郊外問題への対応が不十分のまま、政府が異なる文化・風習・宗教を持つ移民たちに対して「フランス社会への同化」という名の下に行ってきた政策への日頃の不満が一気に噴出したのが暴動の発端とする声が多かった。一連の暴動を「郊外の危機」と表現したド・ヴィルパン首相は、郊外問題への対応に早急に着手する意欲を示し、二〇〇六年二月には「機会平等法」(2)を定め、問題の生じやすい都市地域(ZUS)に居住する若者の就職支援策や、深刻な失業状況にある一部の地区への都市免税地域(ZFU)の新たな創設、差別対策強化などを盛り込んだ。

こうした取り組みの背景には、「いかなる地域や経済分野に身をおこうとも、権利は平等に享受されるべき」という考え方が存在する。しかし、暴動からおよそ一年を迎えた二〇〇六年一月には、機会平等法で政府が定めた「匿名履歴書の義務付け」(3)の先送りや決定されるなど、郊外を取り巻く状況にはあまり大きな変化は見られない。移民系若者に対する度重なる職務質問は、相変わらず街の至るところで見られ、若者の警察に対する反発も強まっている。

また、フランス全体の失業率は低下傾向を示しているが、都市郊外における失業率にどのような変化が出ている

のかという公式のデータは、特に発表されていない。しかし、パリ近郊のZUSにある団地街へ行くと、若者だけでなく多くの移民系の中高年がウィークデイの昼間からたむろしている光景は日常化している。失業率が改善されたとは言いがたい。A P通信は(二〇〇六年一月二三日付)、パリ郊外のセーヌ・サン・ドニ県のラ・クルヌーヴ市の公共職業安定所(A N P E)の前で出会った失業者の証言を紹介しながら、現在でも顕著な差別により就職が困難であることを伝えている(4)。

このように、フランスの郊外問題は、様々な要素が絡み複雑化しているため、単純に地域間の格差と一言で片付けることはできない。暴動を機に表面化したこの問題を、政府はどのように対処していくのか注目される。

(注)

1. フランスにおいて、郊外問題が社会的・政治的な問題として認識され始めたのは、

一九七〇年代後半のことである。オイルショック後の景気の低迷を背景に、就労を目的とする移民の受け入れは停止したものの家族の呼び寄せは認められたため、「職のない」多くの移民が大都市郊外の低所得者用集合住宅に定着するようになったのが始まりとされる。以後、こうした郊外では、失業者があふれ、その結果、治安が更に悪化する——という悪循環に陥っていった。この悪循環こそが現在のフランスが抱える「郊外問題」であり、政府は都市政策において「考慮すべき地域」として、一九九六年、①問題の生じやすい都市地域(ZUS) ②都市再活性地域(ZRU) ③都市免税区域(ZFU)——の三レベルを設定した。

2. 二〇〇五年秋の暴動後、二〇〇六年三月九日に国会で成立し、同年四月二日に公布された。なお、同法にはC P E(初回雇用契約)が盛り込まれていたが、若者や労組からの猛反発にあり、同法成立後にC P Eについては修正が加えられ、公布された。

3. 機会均等法では、従業員数五〇人以上企業に匿名履歴書(名前や住所、年齢、性別などを記入しない履歴書が想定されている)を義務付けることが規定されていた。しかし、この匿名履歴書の導入に関しては、シラク大統領が暴動後に即導入の意向を示していたのに対し、政府は「労使交渉で導入を決定すべき」であるとして、当初から消極的であった。ラルシェ雇用担当大臣は、「何か良いところがあれば、導入する」と述べ、大手保険会社のアクサや自動車大手のプジョー・シトロエンなどで既に実施されている状況を精査してみたいとの考えを明らかにしていた。今回の導入先送りの決定は、経営者の反対によるものとされる。ラ・トリビュヌ誌が二〇〇六年一月二三日に報じた世論調査によると、中小企業の経営者の五五%が匿名履歴書を導入したくないと回答しており、四〇%のみが導入に前向きな意向を示している。この調査は、法律で規定された従業員数五〇人以上の企業の経営者を対象としたものではないが、匿名履歴書に対する経営者の抵抗感がうかがえる。

4. 例えば、家政婦の仕事を探しているマリ出身の五一歳の女性は、「(雇用主は)白人しか探していない」と主張し、また、四年来、職を探しているアルジェリア生まれでフランス国籍を取得した女性は、履歴書を送っても全く反応がなく、「これは名前からくる人種差別(名前でアラブ系と判断できるため)」とインタビューに答えている。

(国際研究部 町田敦子)